

特集 それ、DVです。相談しませんか？



DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。)は、犯罪行為をも含む重大な人権侵害です。夫やパートナー等親しい関係(婚姻関係ない恋人同士を含む。)の間で生じる暴力です。DVは、家庭内や私の領域で行われることが多く、外から発見されにくいため、潜在化、長期化、深刻化し、時に最悪の事態に発展することもあります。

DVは、人間の尊厳を奪う行為であり、絶対に許してはなりません。

【具体的な事例】

- ・身体的暴力：殴る、蹴る、物を投げつける、髪を引っ張る等
- ・精神的暴力：大声で怒鳴る、無視する、「誰のおかげで生活できるんだ」などと言う、大切にしているものを捨てる等
- ・性的暴力：性行為の強要、避妊に協力しない、中絶の強要等
- ・経済的暴力：必要な生活費を渡さない、収入を教えない、借金をさせる等
- ・社会的暴力：友人・知人との付き合いを制限する、GPS機能などで行動を監視する等

市民意識調査からみえてくること

身近にあるDV

メールチェックによる監視や行動制限も、DVです。

芦屋市男女共同参画に関する市民意識調査(平成28(2016)年8月、芦屋市に居住する18歳以上の市民2,000人(男女各1,000人)を対象に実施)において、過去5年間に配偶者がいた人に對し、DV被害の有無について質問したところ、「大声でどなられたり、ことばによる暴力をあびせられた」という経験がある人が19%いました。調査結果報告書によると、性・年齢別では、女性の80歳代以上と30歳代で、他の層よりも経験率が高くなっています。もしかすると男性が女性を『下に見る』意識が働いているかもしれません。

配偶者からのDV経験(過去5年間)について質問したところ、次のグラフのような結果が出ました。

凡例 (%):

- 何度もあった
- 1、2度あった
- まったくない
- 無回答

全体 n=658

項目	何度もあった	1、2度あった	まったくない	無回答
①命の危険を感じるくらいの暴力を受けた	0.6	95.7	3.5	
②医師の治療が必要となる程度の暴行を受けた	0.6	95.6	3.8	
③医師の治療が必要ならぬ程度の暴行を受けた	0.6 2.0	93.9	3.5	
④大声でどなられたり、ことばによる暴力をあびせられた	6.4 12.6	78.9	2.1	
⑤生活費を渡してくれなかった	1.8 1.4	93.5	3.3	
⑥交友関係や電話・メールを細かく監視された	1.2 2.1	93.0	3.6	
⑦危害が加えられるのではと恐怖を感じるほどの脅しを受けた	0.8 1.8	94.1	3.3	
⑧何を言っても無視され続けた	1.7 6.7	88.8	2.9	
⑨あなたがいやがっているのに性的な行為を強要された	0.6 1.8	93.5	4.1	

資料 [芦屋市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告書(平成29年3月)]

芦屋市のDV相談件数は、平成23年に芦屋市配偶者暴力相談支援センター(DV相談室)が開設してから、増加傾向にあります。自分が、友だちが、身近な誰かがDV被害に遭った時、どのようにすればいいのでしょうか。芦屋の現状と、支援体制について、ご紹介します。

DV被害者が安心した生活を送れるように、専門の相談員が支援します。
お話しされた内容は、他の人に知られることはできません。

～～安心してお電話ください。～～

芦屋市DV相談室(芦屋市配偶者暴力相談支援センター)

電話: 0797-38-9100

月・水・金(祝日、年末年始除く)

9:00 ~ 17:00 (12:00 ~ 13:00 除く)



【芦屋市以外の相談機関】

兵庫県警察本部ストーカー・DV相談	078-371-7830	24時間対応
悩みのホットライン(兵庫県)	078-732-7700	9:00 ~ 21:00

DV相談室に電話すると、どのような流れになるでしょうか。

下記は一例です。DV相談室では、被害者の意志を尊重した支援を行います。

【事例1】パートナーから暴力を振るわれた。相手を捕まえてほしいが、

恐くて一人で警察に行けない。

→本人の希望等により、警察への同行支援を行います(相談や被害届の提出等)。

今後についても本人の希望に沿った支援を行いますが、事例の場合は緊急性が高いため安全な場所への避難を促します。

【事例2】パートナーが生活費を渡してくれない、子ども同伴で相手から逃げたい。

→関係機関(警察、子育て推進課等)と連携して支援を行います。

加害者に居場所が見つからないよう避難や転居の支援を行います。

【事例3】DVで逮捕されたパートナーの保釈が怖い、相手を引き離してほしい。

→関係機関(警察等)と連携して支援を行います。

本人が希望すれば、加害者が近づかないように、裁判所へ保護命令(接近禁止命令等)を申立てることができます。その際には、必要書類の作成や準備について助言します。

身の危険があれば
110番へ



カップル等、親しい交際関係の中で起こるDVを、デートDVと言います。

相手の携帯電話をチェックしたり、どこで誰と会っているのかをひどく気にして監視したり、「ブス」や「バカ」等傷つく言葉で呼んだり。

あなたやお友達は、こんな目に遭っていませんか。

精道中学校3年生 男女共同参画について学習

10月17日、精道中

学校体育館にて、

道德の

時間に市役所職員によ

る出前授業を実施しま

した。みんな積極的に

考え、学び、男女共同参

画社会やテー

トDV防

止などについて理解を

深めました。



わたしの意見発表!の様子

さいごに

2001年に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、現在までに3回の改正を経て、DV被害者の多様な状況をカバーできるようになりました。

しかし、実際には救済を受けるのをためらう人もいます。原因は様々だと思いますが、子どもの養育のため・自分にも非があると感じる・経済的理由など、加害者から離れられない現状が浮かび上がります。

暴力は、一度起るとエスカレートすることも多く、命の危険に至る可能性もあります。

どうにもならない、と一人で結論を決めつけず、専門機関へ相談し、選択肢を知ったうえで判断をする。命を守るために、大切な方法です。